

久慈市都市計画マスタープラン

概要版

平成 29 年 3 月

久慈市



■久慈市都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針として、長期的展望に立った都市の将来像や土地利用、都市施設整備の方針を定めるとともに、都市づくりの総合的な指針となるもので、本市では平成 20 年 3 月に策定しました。

しかし、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や、人口減少、超高齢社会の到来により、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。今後の都市づくりには、復興まちづくりを踏まえた長期的展望に立つ都市の将来像や土地利用、都市施設整備などの方針を定める必要があります。そこで、平成 20 年 3 月に策定した「久慈市都市計画マスタープラン」を以下に示す改訂の趣旨に基づき、新たな都市計画マスタープランとして改訂します。

【改訂の趣旨】

- ①東日本大震災からの復興への取り組みを反映
- ②社会経済情勢の変化への対応
- ③総合計画や復興計画などの上位計画に即した計画

【対象区域】

本都市計画マスタープランの対象区域は、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある久慈都市計画区域（久慈市面積 4,584ha）とします。ただし、必要に応じて都市計画区域外も対象区域に含めるものとします。

【目標年次】

都市づくりの基本的な方針は、長期的視野に立って計画する必要があることから、平成 29 年を初年次とし、目標年次を概ね 20 年後の平成 48 年とします。

なお、このプランは、社会経済情勢の変化など、必要に応じて見直しを行うものとします。

■都市づくりの課題

| 区分 | 課題 |
|---------|---|
| 土地利用の課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地、集落地の住環境の向上と安全、安心な住宅地づくり ・本市及び久慈広域圏の中心商業地にふさわしい、都市機能が集積する市街地づくり ・中心市街地の賑わいの再生、魅力の向上など活性化に向けた取り組みや、久慈駅周辺の回遊性の向上 ・雇用促進、産業の活性化を支援する基盤づくり ・港湾施設や久慈地区拠点工業団地など企業誘致に向けた既存ストックの有効活用 ・本市を象徴する海、山、川、田園などの豊かな自然環境の保全 ・基幹産業である第1次産業の振興と併せ、多面的機能を有する農地、森林の維持・保全 |
| 都市施設の課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域連携を促進する自動車専用道路や国、県道など幹線道路の整備、改良の促進 ・都市計画道路の整備による都市の骨格となる道路網の形成 ・三陸沿岸道路利用者が市内へ立ち寄ってもらえるような工夫や施設整備 ・気軽に利用できる鉄道、バスなどの公共交通の維持、充実 ・中心市街地の憩いの拠点となる公園・緑地の確保 ・多くの住民が利用できる憩いの場で、かつ防災機能を有する公園として都市基幹公園（総合防災公園、総合運動公園）の整備 ・災害に強いまちづくりのため河川、水路などの治水機能の強化 ・公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図るための下水道などの汚水処理施設の整備 ・市街地の浸水被害を軽減するための施設の充実 |
| 都市環境の課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・海、山、河川、田園などの自然景観の保全 ・都市施設などの整備、改善による景観づくり ・防災拠点施設や安全な避難路・避難道路の確保、建築物の耐震化などの都市防災の強化による安全安心なまちづくり ・災害が想定される区域における土地利用のあり方の検討 |

■都市の将来像

《久慈市都市計画マスタープランの将来像》
三陸の光輝く海と自然に包まれた
心豊かな くじ

【都市づくりの目標】

- 【目標1】 市民の参加と協働でつくるまち（市民参加・官民協働）
- 【目標2】 すべての人が安全で安心して暮らせるまち（防災・医療・福祉・子育て）
- 【目標3】 豊かな自然を継承するまち（環境保全・低炭素・景観まちづくり）
- 【目標4】 快適で豊かな生活を創造するまち（市街地整備・居住環境・交通・集約型都市構造）
- 【目標5】 地域資源を活かした活力あるまち（産業振興・観光振興・市街地活性化）

【将来フレーム】

〔人口〕 将来人口を 28,000 人（平成 48 年）と設定します。

〔土地利用〕 将来の用途地域の面積を 792ha（平成 48 年）と設定します。

■ 将来都市構造

土地利用

【基本的な考え方】

都市的な土地利用を図る「都市的土地利用ゾーン」と無秩序な市街地の拡大を抑制し、自然や田園環境を保全する「自然環境保全ゾーン」に区分します。

①都市的土地利用ゾーン

都市的土地利用ゾーンは、住宅及び主要な都市施設などが集積している既存の市街地や住宅地、工業地を位置付け、居住や都市機能を適正に誘導し、都市的土地利用を促進します。

②自然環境保全ゾーン

自然環境保全ゾーンは、都市的土地利用ゾーン以外の区域を位置付け、田園、森林、水辺などの自然的環境を保全し、周辺集落との共生を図ります。

都市拠点

【基本的な考え方】

都市機能を有する拠点は、無秩序な市街地の拡大を誘発しないよう、市街地に計画的に配置し、「集約型都市構造」を目指します。

自然環境保全ゾーンには、それぞれの文化の継承や地域交流の中心となる地域拠点を配置します。また、市街地と地域拠点とを公共交通などで繋ぎ、「コンパクトシティ+ネットワーク」の都市構造を構築します。

都市軸

【基本的な考え方】

①広域連携軸

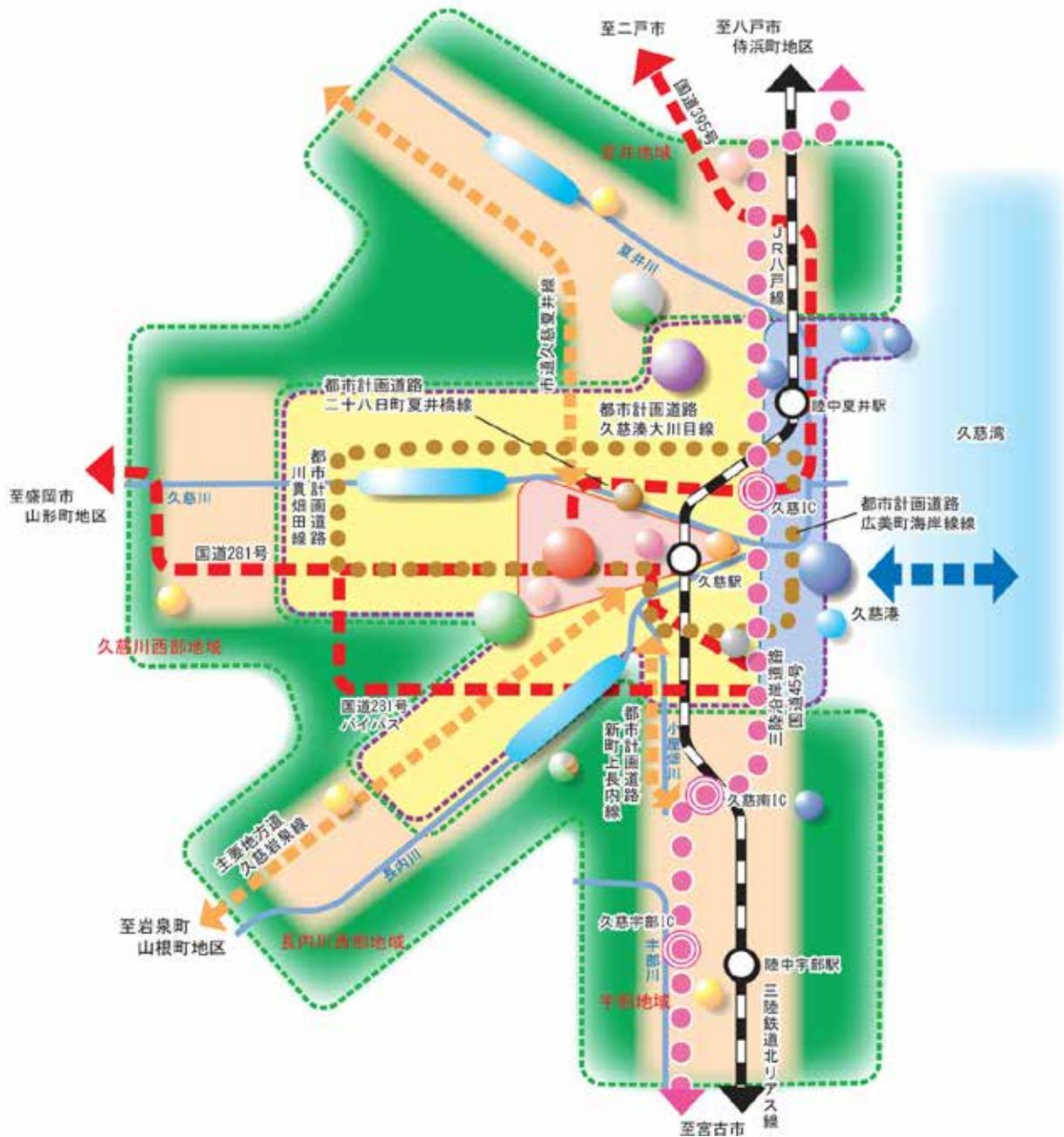
都市の骨格を形成するとともに、久慈広域圏の中心都市として、周辺町村や主要都市間と連携する「広域のネットワーク」を形成します。

②地域連携軸

都市の骨格を形成するとともに、広域連携軸を補完し、市街地周辺の連携を強化する「地域のネットワーク」を形成します。

③河川流域軸

市街地や住宅地などは、河川流域に分布しており、河川沿いに集積した都市機能を維持するとともに、河川の親水空間を有効活用した「水辺のネットワーク」を形成します。



- 凡例
- | | | | |
|--------------|-----------|--------------|---------------------|
| ● 都市的土地利用ゾーン | ● 行政・文化拠点 | ● 観光・交流拠点 | ● 広域連携軸 (臨海都市広域連携軸) |
| ● 住宅地ゾーン | ● 交通結節拠点 | ● 憩いの拠点 | ● 広域連携軸 (内陸都市広域連携軸) |
| ● 商業・業務地ゾーン | ● 防災拠点 | ● 親水拠点 | ● 広域連携軸 (海洋連携軸) |
| ● 工業地ゾーン | ● 医療・福祉拠点 | ● スポーツ振興拠点 | ● 地域連携軸 (地域放射軸) |
| ● 自然環境保全ゾーン | ● 商業・業務拠点 | ● 地域コミュニティ拠点 | ● 地域連携軸 (市街地環状軸) |
| ● 集落・田園ゾーン | ● 工業拠点 | | ● 河川流域軸 |
| ● 森林ゾーン | | | |

図 将来都市構造図

■全体構想

◇土地利用の方針

| 土地利用区分 | | 方 針 |
|--------|----------|---|
| 住宅地 | 住宅地エリア1 | ○良好な住環境の維持と緑化などによる街並み景観の形成に努めます。 |
| | 住宅地エリア2 | ○都市機能が集積する市街地と連続した利便性の高い良好な住宅地の形成に努めます。 |
| | 近郊住宅地エリア | ○これまで培われてきた地域コミュニティや文化を継承する良好な住環境の維持、向上に努めます。 |
| 商業地 | 中心商業エリア | ○本市及び久慈広域圏の拠点となる商業などの都市機能が集積する中心市街地の維持、再生に努めます。 |
| | 商業・業務エリア | ○本市及び久慈広域圏の拠点となる行政、文化、商業などの中心となる市街地の形成に努めます。 |
| 工業地 | 複合産業エリア | ○大規模集客施設の立地制限と周辺環境との調和に配慮した土地利用の形成に努めます。 |
| | 湾岸工業エリア | ○久慈港を活かした工業系の土地利用の形成に努めます。 |
| | 拠点工業エリア | ○久慈港や国道45号、また三陸沿岸道路など広域連携軸を活用できる立地条件を活かした製造業、運輸業等による土地利用の形成に努めます。 |
| 農地・自然 | 田園保全エリア | ○優良な農地を保全し、点在する集落と共生する田園空間の形成に努めます。 |
| | 森林保全エリア | ○豊かな自然環境の保全に努めながら、再生可能エネルギー導入の可能性を検討します。 |

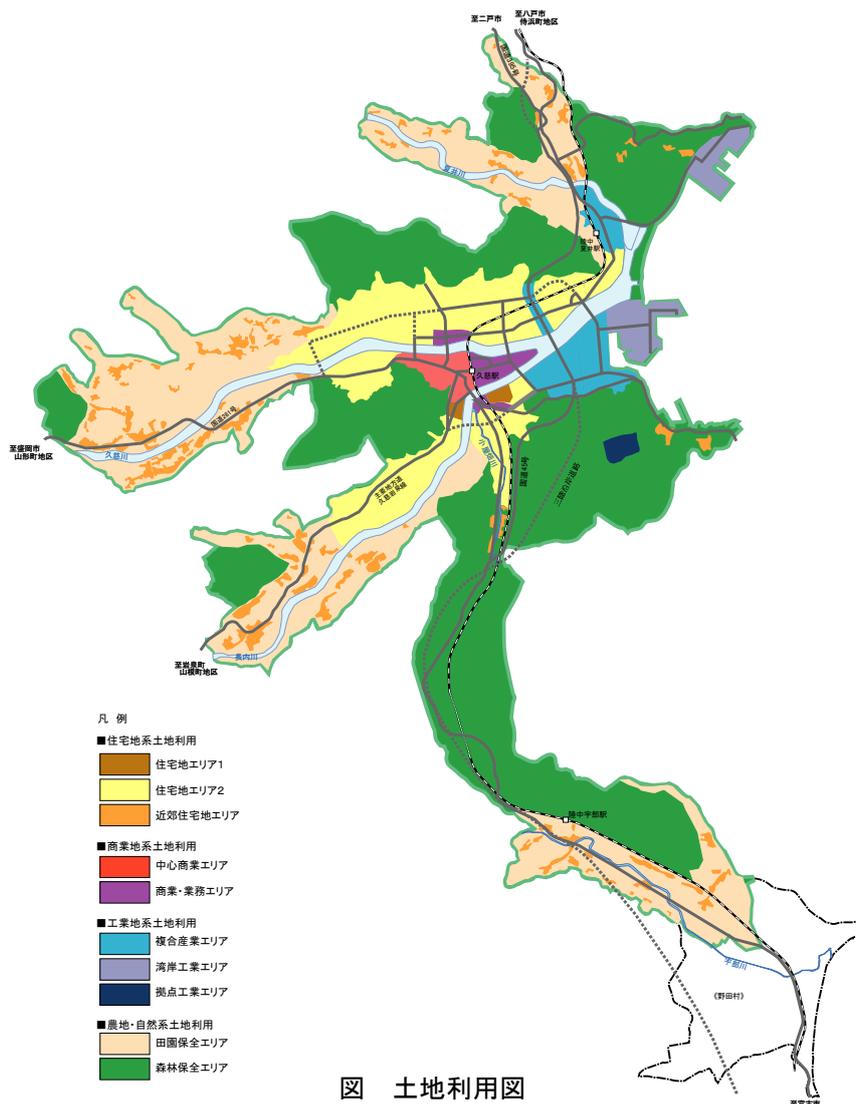


図 土地利用図

◇都市施設整備の方針

| 道路区分 | 方針 |
|-------|--|
| 広域連携軸 | 広域幹線道路 〔三陸沿岸道路〕 ○整備促進に向けた活動に努めます。 |
| | 主要幹線道路 〔国道45号〕 ○登坂車線設置など改良整備促進に向けた活動に努めます。 〔国道281号〕 ○平庭地区の改良整備、市街地のバイパス整備など抜本的な改良整備促進に向けた活動に努めます。 〔国道395号〕 ○拡幅などの改良整備促進に向けた活動に努めます。 |
| 地域連携軸 | 幹線道路 〔主要地方道久慈岩泉線〕 ○拡幅などの改良整備促進に向けた活動に努めます。 〔市道久慈夏井線〕 ○改良整備の促進に努めます。 〔都市計画道路〕 ○新設、改良整備の促進に努めます。 |
| | 補助幹線道路 〔都市計画道路及び市道等〕 ○新設、改良整備、老朽化する道路施設の計画的修繕・更新に努めます。 |

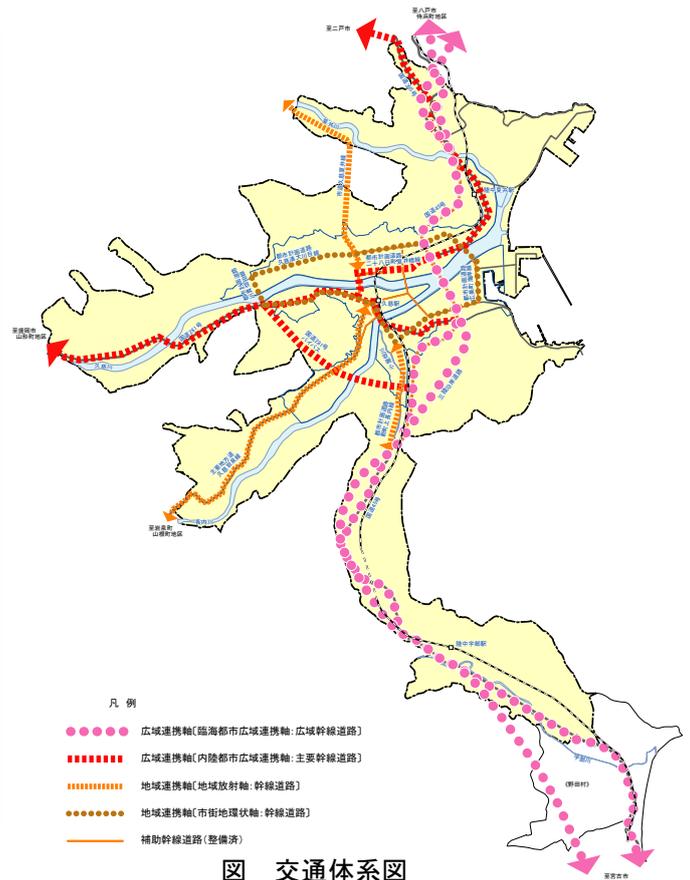


図 交通体系図

| 区分 | 方針 |
|--------------|---|
| 公園 | ○住民が気軽に利用できる公園などの整備に努めます。 ○公園の維持管理は、地域住民や関連団体との協働により行います。 ○市街地に隣接する巽山公園一帯は、「憩いの空間」などの拠点として維持管理に努めます。 ○多種多様な災害にも対応できる都市基幹公園（総合防災公園、総合運動公園）の整備による都市機能・防災機能の強化に努めます。 |
| 河川公園 (緑地) | ○久慈川河川公園は、水と緑に親しみ、健康増進にも寄与する施設として適正な維持、管理に努めます。 |
| その他の 公園 | 〔ポケットパーク〕 ○市街地への観光客等の回遊や景観としても貴重な空間となるポケットパークの整備に努めます。 〔広場〕 ○地域のコミュニティを促進する交流の場として、集落地の広場や市民センターに付帯する広場などを協働により適正に維持管理します。 〔水辺の公園・緑地〕 ○久慈湾の海岸線を眺望できる緑地公園などの適正な維持管理に努めます。 |

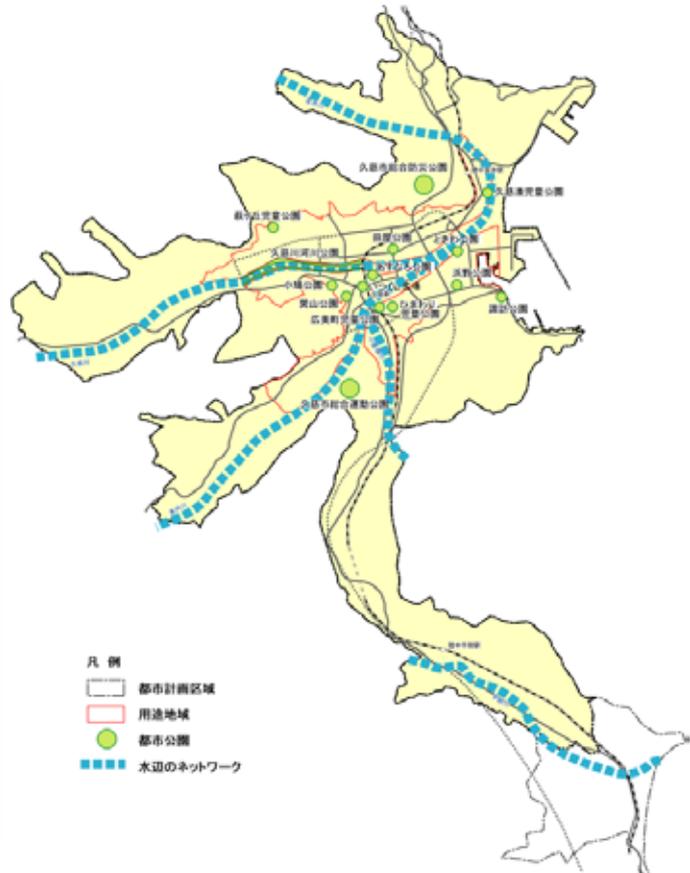


図 水辺と緑のネットワーク図

■ 地域別構想

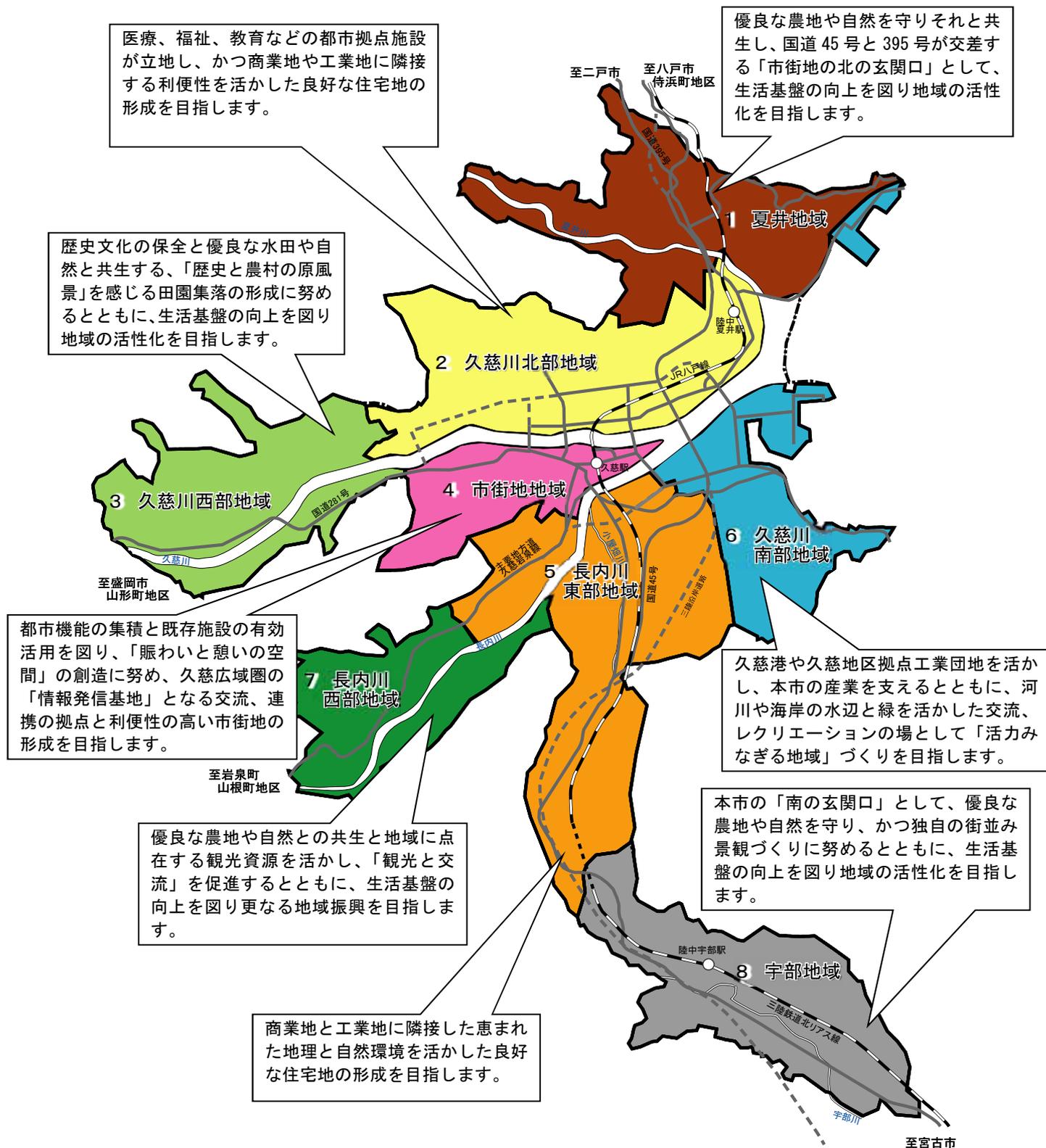


図 地域づくりの目標

【市民参加のまちづくり】

本都市計画マスタープランの将来像を実現するためには、市民が主体となったまちづくり活動の推進が重要な要素となることから、市民参加の促進を図ります。

①まちづくり意識の啓発

まちづくりに対する市民意識の啓発のため、都市計画マスタープランの周知を行うとともに、継続的な情報提供や各種施設整備に市民の意見を反映させるなど、まちづくり意識、参加意欲の高揚を図ります。

②市民主体のまちづくり

市民からの発意によるまちづくりの推進を図るため、自治会や関連団体等との連携を図りながら、市民活動やその組織づくりに努めます。



【発行元】

久慈市 建設部 都市計画課

〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1番1号
TEL : 0194-52-2151 (直通) FAX : 0194-52-3653
